様式第二十の二中「第42条第１項
第42条第２項
第42条第４項において準用する同条第１項
第42条第４項において準用する同条第２項」を「第42条第１項
第42条第２項
第42条第４項において準用する同条第１項
第42条第４項において準用する同条第２項
第42条第５項において準用する同条第１項
第42条第５項において準用する同条第２項」に、「第41条第１項
第41条第２項」を「第41条第１項
第41条第２項
第41条第４項」に改める。

様式第二十二中「第44条第２項」を「第44条第３項」に改める。

様式第二十八の八及び様式第二十八の九中

「(2)　中継系伝送路設備に関する事項

設置の区間			種類
始点	経由する区間	終点	

」を

「(2)　中継系伝送路設備に関する事項

設置の区間	
始点	経由する区間

(3)　伝送路設備以外の電気通信設備（事業用電

設置の区域

	種類
終点	

気通信設備に限る。）に関する事項

	種類

」に、「6　伝送路設備の種類は、当該設備が有線電気通信設備の場合は「平衡対ケーブル」、「同軸ケーブル」、「光ファイバケーブル」等の種別を、無線設備の場合は予定する周波数帯（当該周波数帯の電波を三・九世代移動通信システムに使用する場合は、併せてその旨）を記載すること。」を「6　伝送路設備の種類は、当該設備が有線電気通信設備の場合は「平衡対ケーブル」、「同軸ケーブル」、「光ファイバケーブル」等の種別を、無線設備の場合は予定する周波数帯（当該周波数帯の電波を三・九世代移動通る場合は、併せてその旨）を記載すること。
7　伝送路設備以外の電気通信設備の設置の区域は、都道府すること。
8　伝送路設備以外の電気通信設備の種類は、「アナログ電話タル通信用設備」、「アナログ電話相当の機能を有するインル電話用設備（電気通信番号規則第９条第１項第１号に規を用いて電気通信役務を提供するインターネットプロトコう。以下同じ。）」、「携帯電話用設備又はＰＨＳ用設備」、設備（音声伝送役務の提供の用に供する事業用電気通信設設備、総合デジタル通信用設備、アナログ電話相当の機能ネットプロトコル電話用設備、携帯電話用設備及びＰＨＳう。）」又は「音声伝送役務の提供の用に供する事業用電気用電気通信設備」の種別を記載すること。この場合におい事業用電気通信設備規則（昭和60年郵政省令第30号）にお例による。

合は「平衡対ケーブ
無線設備の場合は予
信システムに使用す

県を単位として記載

用設備」、「総合デジ
ターネットプロトコ
定する電気通信番号
ル電話用設備をい
「その他の電気通信
備（アナログ電話用
を有するインター
用設備を除く。）をい
通信設備以外の事業
て、これらの用語は、
いて使用する用語の
」

に、「(3)　交換設備の設置場所」を「(4)　交換設備の設置場所」に改める。